

嘉手納町 子ども・子育て新制度説明会



2014年11月30日
嘉手納町 子ども家庭課・教育委員会

<目次>

(新制度って何？何のための制度なの？)

- 1-① 子どもや子育てを取り巻く課題
- 1-② 子育てを社会全体で支えます
- 1-③ 実施主体は、お住まいの自治体です

(新制度で教育・保育は何かどう変わるの？)

- 2-① 新制度で増える教育・保育の場
- 2-② 新制度の利用の流れ
- 2-③ 認定にあたって(保育の必要性の事由)
- 2-④ 認定にあたって(保育の必要量)
- 2-⑤ 利用者負担のイメージ
- 2-⑥ 多子世帯の保育料の軽減

(新制度は教育・保育以外の支援はあるの？)

- 3-① 地域の子育て支援の充実
- 3-② 利用者支援
- 3-③ 放課後児童クラブ

(新制度をより詳しく知りたい！)

4 詳しくは・・・(ホームページ、フェイスブック、ツイッター参照)



新制度って何？何のための制度なの？



1-① 子どもや子育てを取り巻く課題

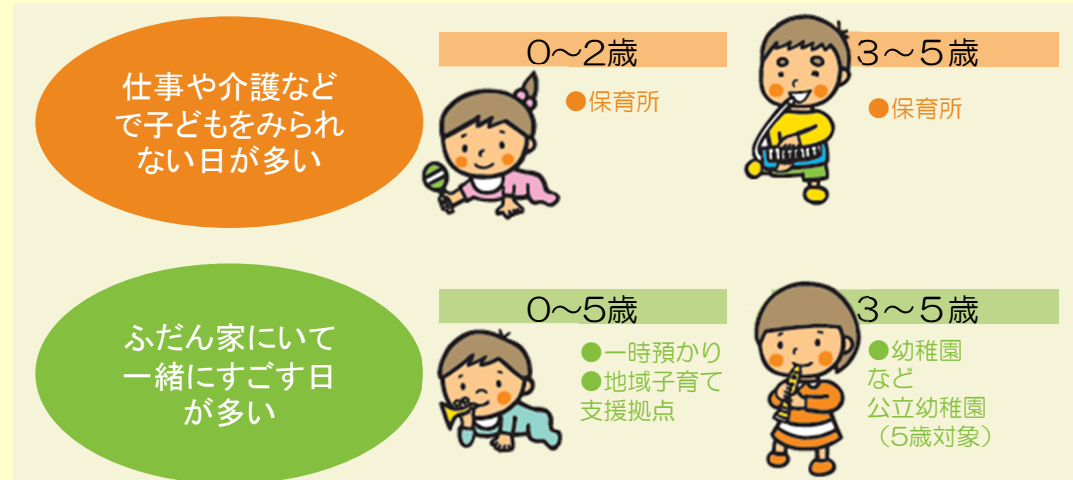
- 急速な少子化の進行
- 待機児童問題
- 仕事と家庭の両立が難しい
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 児童虐待問題の深刻化
- 放課後児童クラブの不足
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分…など



1-②子育てを社会全体で支えます

●支援の**量**を拡充！
必要とする全ての家庭が利用できる支援を目指します。

- 子どもの年齢や親の就労状況に応じた多様な支援を用意。保育や子育てサービスの選択肢を増やします。
- 1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、保育の受け皿を増やします。



※保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」や子どもが病気のときに預けられるやびく小児科で実施される「病後児保育」などの支援も引き続き実施します。

●支援の**質**を向上！
子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指します。

(例)

幼稚園や保育所、認定こども園等の職員配置の改善

幼稚園や保育所、認定こども園等の職員の処遇改善

放課後児童クラブの充実



1-③ 実施主体は、嘉手納町です

新制度の取組みは、嘉手納町が中心となって進めます。

- 嘉手納町は地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、実施していきます。
- 計画的に取組みを進めるため、嘉手納町は新制度の開始の平成27年4月から5年間を計画期間とする「嘉手納町子ども・子育て支援事業計画」を作ります。
- 子育て当事者も参画した「嘉手納町子ども・子育て会議」を設置し、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しなどを行っていくこととしています。

※沖縄県や国は、市町村の取組みを制度面、財政面などで支えています。



新制度で教育・保育は何かどう変わるの？



2-① 新制度で増える教育・保育の場

幼稚園

3～5さい



【幼児期の教育を行う学校】

- ・親の状況を問わず入園できます。
- ・公立幼稚園は5歳対象です。

認定こども園

0～5さい



【教育と保育を一体的に行う施設】

- ・保護者が働いていても、いなくても利用できます
- ・「子育て支援の場」もあります。

保育所

0～5さい



【就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設】

- ・両親ともに働いている就労等の理由が必要です。

地域型保育

0～2さい



【施設より少人数の単位で、0-2歳の子どもを預かる事業】

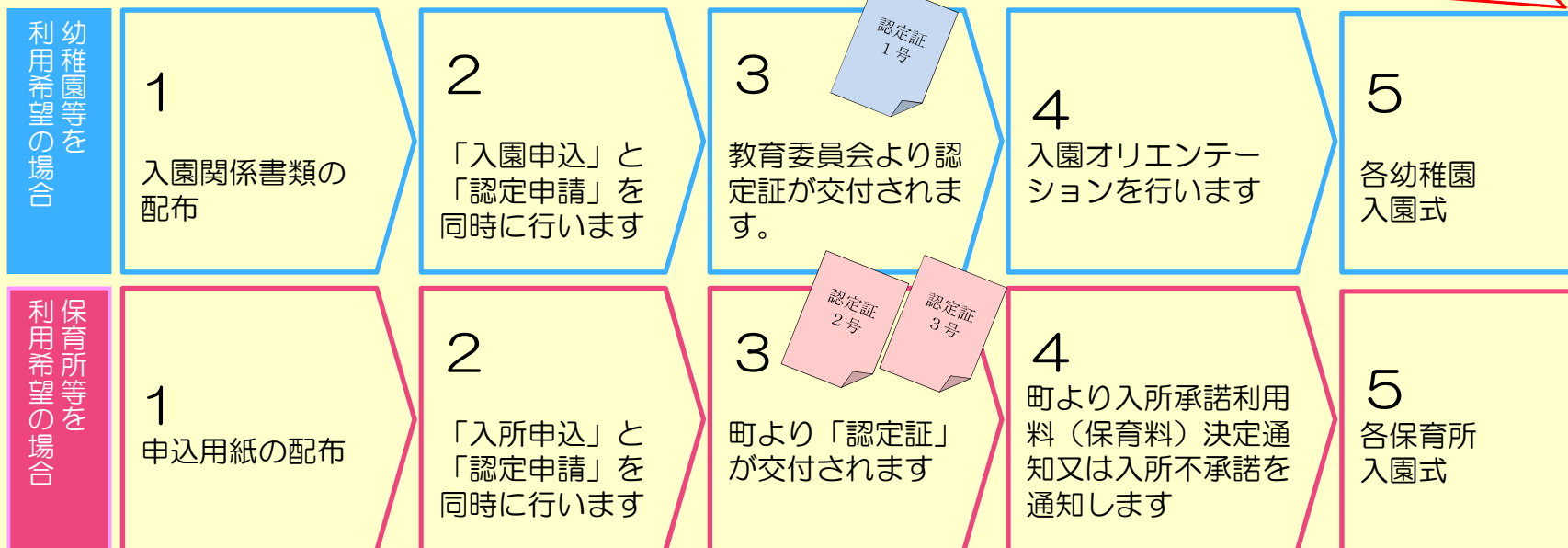
※小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

現在、認定こども園、地域型保育事業はありませんが、今後新たに設置しましたら、広報やHP等で周知いたします

新しく
制度化

2-② 新制度の利用の流れ

【利用の流れ】



【3つの認定区分】

1号認定	教育標準時間認定
2号認定	満3歳以上・保育認定
3号認定	満3歳未満・保育認定

〈要件〉

特別な要件無し
(満3歳以上)
保育の必要な事由に
該当する必要有り

〈利用先〉

(新制度に入る幼稚園や公立幼稚園)
(保育所)
(保育所)

※新制度に入る私立幼稚園は、読谷中央幼稚園、慈愛幼稚園、アリス幼稚園、中城みなみ幼稚園があります。

2-③ 認定にあたって(保育の必要性の事由)

保育所などを利用する場合には、保育の必要な事由に該当することが必要ですが、これまでの保育に欠ける事由より、広がりました。

＜保育を必要とする事由＞※赤字が新たに加えられた事由です

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として町長が認める場合



2-④ 認定にあたって(保育の必要量)

保育を必要とする時間に応じ、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの設定を受けることになります。

(1日の保育時間)(月の就労時間)

a 「保育標準時間」 利用 ▶フルタイム就労を想定した利用時間 (最長11時間) 120時間以上

b 「保育短時間」 利用 ▶パートタイム就労を想定した利用時間 (最長8時間) 64時間から120時間

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり64時間です。

例えば、1日の就労時間が4時間×週4日×月4回＝1ヶ月64時間となります。



2-⑤ 幼稚園の利用者負担額 (保育料)のイメージ

公立幼稚園の保育料の料金は、条例で定めることとされており、広報やHP等で周知いたします。



【共通】

新制度における幼稚園の保育料は、国が定める上限額の範囲内で、嘉手納町が決めます。

(階層区分イメージ)
幼稚園

【公立幼稚園・新制度に移行する私立幼稚園】
(1号認定)

- ・支払う保育料は所得に応じた金額になります。

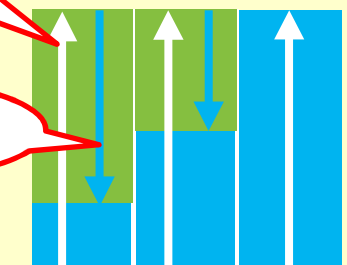
階層区分

階層区分	保育料上限額
①生活保護世帯0円	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

保育料(一律)

就園奨励費等
(キャッシュバック)

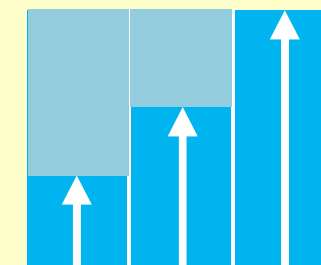
(新制度導入前)



低 ← 所得 → 高

所得に応じた
保育料

(新制度導入以降)



低 ← 所得 → 高

※新制度に移行しない私立幼稚園の保育料は今まで通りです

2-⑤ 保育所の利用者負担額 (保育料)のイメージ

【共通】

新制度における保育所の保育料は、国が定める
上限額の範囲内で、嘉手納町が決めます。

保育所の保育料の料金は、条例で定
めることとされており、広報やHP等で
周知いたします。



(階層区分イメージ) 保育所

【公立・認可保育所】 (2号・3号認定)

- ・ 保育が必要な時間により、
11時間保育の保育標準時間・
8時間保育の保育短時間
2つの区分に分けられ、
更に
3歳未満児・3歳以上児に
分けられます。

標準時間

短時間

階層区分

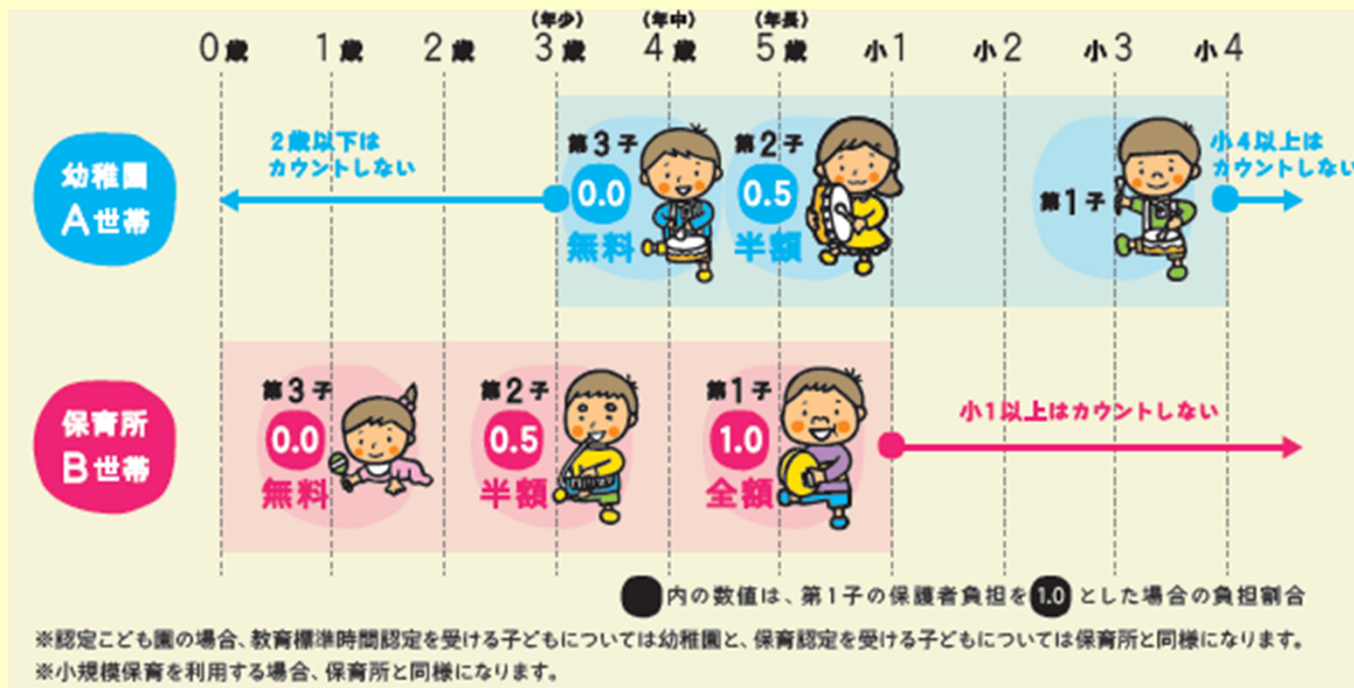
上限額※

階層区分	保育料上限額			
	3歳以上		3歳未満	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	44,100円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※認可外保育施設の保育料は今まで通りです

2-⑥多子世帯の保育料の軽減

幼稚園や保育所などをきょうだいで利用する場合、
最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。



- **幼稚園**では、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- **保育所**では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。



新制度は教育・保育以外の支援はあるの？



3-① 地域の子育て支援の充実

地域子育て支援拠点

- 身近なところで、気軽に親子の交流や子育ての相談できる場所を増やします。
- 行政やNPO法人などが、担い手となって行います。

ファミリー・サポート・センター

- 子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。

一時預かり

- 急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりを利用しやすくしていきます。

養育支援訪問

- 養育支援が特に必要なご家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、ご家庭の適切な養育の実施を確保します。

乳児家庭全戸訪問

- 生後4か月までの乳児のいる全てのご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

病児保育

- 病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。

妊婦健康診査

- 妊婦に対する健康診査として、
- ①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

3-③ 放課後児童クラブ

(たいよう学童・嘉手納学童・屋良学童)



- 保護者が昼間家庭にいない小学生が、放課後に小学校の余裕教室、児童館等で過ごすことができるようにしている取組みです。
- 地域のニーズに合わせ、**小学校の余裕教室のさらなる活用などにより放課後児童クラブを増やしていくとともに、新制度では職員や施設・設備について新たに基準を設けて質の向上を図っていきます。**
- 小学校6年生まで対象**となります。

■新しい基準（主なもの）

<職員>

放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置します。

（うち1人を除き、補助員の代替が可能です）

<施設・設備>

専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋またはスペース）等を設置します。なお、面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上とします。

<開所日数・時間>

- ・原則1年につき250日以上とします。



新制度をより詳しく知りたい！



4 詳しくは・・・

嘉手納町は、広報やHPで情報発信いたします



子ども・子育て支援新制度は、平成27年4月に本格的にスタートします！
詳しくは、内閣府新制度のホームページ、ツイッター、フェイスブック
を御参照ください！

「よくある質問」を掲載しております！

ツイッター、フェイスブックでも旬の情報を発信中！

パンフレット
※ご自由にダウンロードできます！

The screenshot shows the official website of the Japanese Cabinet Office (内閣府) for the New Child and Family Support System (子ども・子育て支援新制度). The page includes a navigation menu with links to 'Overview of the System', 'Frequently Asked Questions', 'Information for Local Governments', 'Laws and Notices', 'Events and Publicity Materials', and 'Related Links'. A large section titled '子ども・子育て支援新制度' (New Child and Family Support System) lists key points: support for all families, promotion of certified kindergartens, ensuring diverse childcare to reduce waiting lists, and strengthening local support. It also states the system will start in April 2015. To the right, there is a cartoon illustration of a girl with a flag and a boy with a megaphone. Below the text, there is a link to '詳しくはこちら' (More details here) and a link to a 'なるほどBOOK' (Now I Understand Book) titled '子ども・子育て支援 新制度 なるほどBOOK (平成26年9月改訂版)'.

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度 検索

**以上で概要説明を終わります
ご静聴ありがとうございました**

